

「逗子市災害廃棄物処理計画（案）」

に関する意見募集（パブリックコメント）の実施結果について

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

お寄せいただきましたご意見に対する市の考え方を取りまとめましたので、ここに公表いたします。

1. 意見募集の期間 令和3年2月5日（金）から令和3年3月8日（月）まで
2. 意見の数 10件
3. 意見提出人数 2人（郵送1人、FAX0人、メール0人、持参1名 / 個人2人、団体0件）

4. 市の対応区分

記号	対 応 区 分	件 数
○	意見を反映し、案を修正するもの	0件
□	意見の趣旨や考え方が既に案に盛り込まれているもの	0件
■	意見は反映させないが、今後事業実施時等に参考とするもの	7件
▲	意見を反映することが困難なため、案どおりとしたもの	3件
◆	今回のパブリックコメント対象外の内容であり、参考意見として取り扱うもの	0件
合計		10件

5. 意見の内容と市の対応

No.	関連する項目	意見の概要	対応区分	採否の理由	備考
1	全体	<p>平時の組織化マニュアル化の必要性</p> <p>ごみ処理に限らず災害対応は町内会の班単位あるいはごみ収集場所の近隣単位等小さな組織化と機能強化が必要で、そのための具体的方法の実践と財政基盤強化を図る必要がある。災害ごみ処理も防災の一環として平時における備えが重要である。いかに実現するか、市役所全体の課題とすべきである。</p>	■	計画に反映させることができませんが、今後の事業実施時等の参考といたします。	
2	第1章5(3) 災害廃棄物発生量の推計	<p>災害種類別・規模別の被害想定</p> <p>本計画案には地震及び風水害の災害時ごみ発生量を推計するが、津波の有無、被災の範囲や規模の大小、発生時刻、火災、崩落その他によるごみ発生量の質的量的相違の特徴を考慮せず、被災程度の規模別、種類別に応じたごみ処理対策を想定していない。局地的小規模災害で避難者も限定される場合と首都圏全域が甚大な被害を受ける災害とではごみ対策の在り方も根本的に変わる筈である。災害種別、被災規模別のごみ対策処理を検討し、それぞれに適切な計画を策定すべきである。被災後に都市基盤も含めた平時のごみ処理体制維持可能度合いにより処理方策も変わる。本計画では、災害の種類や規模の具体的想定が見えない。</p>	■	計画に反映させることができませんが、今後の事業実施時等の参考といたします。	
3	第1章6(2) 生活ごみ・避難所ごみ	<p>災害ごみ排出の具体的想定</p> <p>災害ごみは災害種別により大きく異なり、津波、土石流、洪水、台風等では所有者不明の災害ごみが押し寄せる。これらを各住所地の住民の責任でとは言えず、まして、津波による海底や河川のヘドロ処理は防疫上の観点から具体的想定は必須である。本計画案にはこれらの対策がどこにもない。津波の伴わない巨大地震の場合、余震下片づけ作業となるがそのような状況を考慮しない。15頁本文冒頭では、「生活ごみは平時の処理体制を基本」と記載し、現ごみ収集場所存続すら危ぶまれるにもかかわらず、道路、下水等に被害が発生しない前提で書かれている。</p>	■	計画に反映させることができませんが、今後の事業実施時等の参考といたします。	

4	第1章6(3)ア 概要	「図1-7 災害廃棄物の処理の全体の流れ」において、「一次仮置場(保管場所)」の前に、「0次仮置場」が必須です。すなわち、災害廃棄物が道路上あるいは駐車場などの空き地に積み上げられることを想定した全体の流れとしてください。更に「0次仮置場」候補の選定に関しても記載願います。	▲	駐車場などの空き地に積み上げられることを極力防ぐための対策として、一次仮置場を計画に位置付けたものです。	
5	第1章6(3)イ 仮置場	片づけごみ対応の想定 広範囲に及ぶ災害であれば、程度の差はあれ市に全域に被害が発生し、大量の災害ごみが発生する。仮に、インフラ被害も軽微でごみ処理場の稼働が継続できたとしても、生活ごみと災害ごみの区別は困難になり、ごみ収集場所に置ききれないほどのごみが放置されることは容易に推測できる。まして巨大災害が起き、市内の標高10mまでの地域に津波が押し寄せた場合、片づけごみは膨大な量になり、車両等も水没して使えず、人力による片づけ、運搬にならざるを得ない。本計画案18頁では仮置場として一次仮置場、二次仮置場を想定しごみを分別しておくことを想定する。あまつさえ、仮置場までの運搬は住民が行うものとされている。最大規模被災に於いては避難所避難か在宅避難にかかわらず当面の生活場所確保が最優先課題であり、災害ごみの分別や遠方や山上までの運搬など見当違いも甚だしい。徒歩でも運搬できる範囲内での一時の仮集積場所を設けることは必須不可欠となる。駐車場や小規模公園等が候補地となろうがその選定と排出の際の実施可能な分別ルール化を想定すべきである。	■	計画に反映させることができませんが、今後の事業実施時等の参考といたします。	
6	第1章6(3)ウ 収集運搬	「ウ 収集運搬」では、運搬する車両が進入できない場合を想定した対策も記載してください。また、市民が自家用車で運び込むことも想定した対策を検討してください。	■	計画に反映させることができませんが、今後の事業実施時等の参考とさせていただきます。	
7	第2章3(1)ア 仮置場候補地の選定	「表2-5 仮置場候補地」に示された地区に「桜山」「新宿」「逗子」「久木」がない。仮置場がないために収集運搬が滞って災害からの復旧が遅れることがないように検討をお願いします。提案としては、地震による津波で被害が生じた場合を想定して、津波により駐車していた車両が流されて空いた駐車場を条例によって0次仮置場とするよう定めてはどうでしょうか？	▲	仮置場候補地は、約80箇所の市有地を対象に、面積が原則3,000m ² 以上、車両搬入道路幅員原則6m以上などを条件に選定しました。その結果、「桜山」「新宿」「逗子」「山の根」は、選定条件に合う場所がありませんでした。	

8	第3章 発災時の対応	<p>最大規模災害発生後の経過期間対応対策の想定 最大規模被害想定においては、他地域からの支援にはある程度期間要する。平時の延長ではなく、地震や津波で電気、ガス、水道が途絶え、交通も寸断され、ごみ処理場も下水処理場も機能しなくなり、運搬業者等も被災した状況下での時間経過、発災直後の混乱期、市職員等のマンパワーが結集するまでの期間、被災者の居所（避難所、在宅避難、転出）が定まるまでの期間、生活様式の当面の安定化期間、住所・居所の固定化期間、その後の復旧復興期間などのきめ細かい想定に基づく計画が必要となるが、本計画案 32 頁では大雑把に初動対応、復旧・復興の区分に過ぎない。</p>	▲	<p>本計画は、「災害廃棄物対策指針（改定版）（平成30年3月 環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室）」に基づいて平時の備え（体制整備等）や発生した災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための災害応急対応、復旧・復興対策等対応に必要な事項を取りまとめています。 発災後の対応は、当該計画案 55 頁に記載していますように、災害廃棄物処理実行計画等を策定し、状況に応じた具体的な対策を計画します。</p>	
9	第3章1（2） し尿処理業務	<p>し尿等排泄物の想定 し尿は毎日の切実な問題であり、災害時には、避難所等で水分の補給を控えるなどで脱水症状やエコノミー症候群による災害関連死の原因となることもある。在宅避難の場合でも上下水道の停止などにより同様の事態となる恐れがある。本計画案でも 38 頁以降し尿処理対策を記載するが、耐震化下水管の普及割合も耐震化済み場所も示されない。マンホールや仮設トイレの量的対応能力や下水管が破損した場合の各家庭に対する影響も示されず、水洗トイレがどこまで使えるか分からない。仮設トイレやバキュームカーについても記載はあるものの所要数量に対する充足率の記載がない。トイレが水没し、下水管が破損した場合の想定とその対策は最重要課題である。 携帯・簡易トイレの必要性が肝要になるが、必要数量と備蓄充足率を示したうえで、市民に求める備蓄量を明らかにすべきである。その際、衛生上の観点からの使用後排出ごみのルールを具体的に構築することが求められる。</p>	■	<p>計画に反映させることができませんが、今後の事業実施時等の参考といたします。</p>	
10	第3章1（3） 生活ごみ・避難所 ごみ処理業務	<p>被災者の居所（避難所・在宅）べつの対策の想定 本計画案では避難所ごみ生活ごみとして区分するが、発災後の初動対応において、被災者の居所別のごみ処理対応の具体的記載がない。在宅被災者数、避難所の開設数と避難者数の把握を直ちに行い、被災者に具体的対措置を速やかに周知する必要があるが、其の体制の記載がない。無秩序に道路等に投棄されることになりかねず、その後のごみ処理に多大な負担をもたらす恐れがある。</p>	■	<p>計画に反映させることができませんが、今後の事業実施時等の参考といたします。</p>	